

# 令和元年度 自己評価報告書の概要

令和2年5月22日

呉竹医療専門学校

# 目 次

教育目標と本年度の重点目標の評価.....	1
基準 1 教育理念・目的・育成人材像 .....	2
基準 2 学校運営.....	3
基準 3 教育活動.....	4
基準 4 学修成果.....	8
基準 5 学生支援.....	9
基準 6 教育環境.....	11
基準 7 学生の募集と受入れ .....	12
基準 8 財務 .....	14
基準 9 法令等の遵守.....	15
基準 10 社会貢献・地域貢献.....	16

## 教育目標と本年度の重点目標の評価

学校の教育理念・目標	令和2年度重点目標	達成計画・取組方法
<p><b>【教育理念】</b>            医の東西を問わず豊かな知識と技術を備え、全人的医療を施すことのできる医療人を育成すること。</p> <p><b>【教育目標】</b>            全人的医療を施すことができる医療人を育成するために、卒前・卒後を一貫した教育体系として捉え、教育施設並びに附設する医療施設を有機的に活用しながら、東西医療への理解を深めると同時に医療実践能力を修得する完結的教育を施していく。また、知識・技術の修得と併せて人格形成の教育にも力を注いでいくことを本校の教育目標とする。</p>	<p>教職員が一丸となって課題解決に取り組みながら、理念等の達成を目指す体制を強化するため、次の3点を本年度の重点目標として掲げる。</p> <p>(1) 教育の質の向上（能動的学習、医療人としての資質、態度に関する教育を含む）            アウトカム基盤型教育に基づく新カリキュラムでの教育目標を達成するため、能動的学習法、医療人としての資質・態度に関する教育などに効果的な教育手法を用いた授業を来年度から実行できるように計画、検討する。</p> <p>(2) 学校業務に貢献する自己研鑽・研修の実行            学生指導のための時間確保や新しい教育手法の開発、学校運営等の業務をより高く遂行するため、現在の業務内容を見直し、効率化を図る。</p> <p>(3) 業務内容の効率化の向上            上記(1)、(2)を達成するためや将来、学校運営に貢献できるような外部研修会参加や自己研鑽を積極的に行う。</p>	<p>令和2年度の重点目標を達成するため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 教育の質の向上</p> <p>① 授業の問題点の抽出、改善点の検討し、改善策を遂行する。            ② 授業における学生の能動的学習や医療人としての態度教育の在り方について具体的な改善策を講じる。            ③ 学生支援の充実を図ることによって、教育活動や学修成果の質の向上に寄与する。</p> <p>(2) 業務内容の効率化の向上</p> <p>① 通常業務の問題点の抽出、改善点の検討、業務改善（作業の効率化・簡略化・単純化）を図る。            ② 事務に関する評価指標を掲げ、費用対効果や業務効率を考慮しながら、関連細則等の改定を行う。</p> <p>(3) 学校業務に貢献する自己研鑽・研修の実行</p> <p>① 授業等に学生に還元できる自己研鑽・研修の考証と実行            ② 事務局内の業務に関する知識や処理能力を高めるための自己研鑽・研修の計画を立てて実行する。</p>

## 基準 1 教育理念・目的・育成人材像

### 【大項目総括】

理念・目的・育成人材像については、学校案内及びホームページにおいて公開し、学生、保護者及び関連業界等に周知を図っている。学科については、鍼灸マッサージ科Ⅰ部（昼間部）、鍼灸科Ⅰ部（昼間部）・Ⅱ部（夜間部）、柔道整復科Ⅰ部（昼間部）・Ⅱ部（夜間部）を設置し、専門分野の特性については、鍼灸マッサージ科・鍼灸科と柔道整復科の2つに別けて卒業認定・専門士授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者の受入方針を設置することによって明示している。

育成人材像は課程（学科）毎に関連業界等が求める知識・技術・技能・人間性等人材要件を明確にし、教育課程編成委員会等の委員として関連業界等の役員・経営者等の協力を得て、卒業アウトカムが適切に設置されているかどうか確認している。

理念等の達成に向け、本校ではⅠ部に全日制を設置して、卒後の進路を見据えた様々な経験を積めるカリキュラムを編成し、臨床実習に重点をおいたカリキュラムを編成している。また、夜間部を設置し、関連業界との連携授業を設置するとともに、附設する診療所、病院等の医療機関、地域の鍼灸治療院や接骨院、介護施設やスポーツ施設等での見学実習などを積極的に実施している。

将来構想については、事業計画書において、中期的（3年）視点で定め、ホームページに掲載して保護者や関連業界への周知を図っているが、中長期的に扱う内容について具体的な目標を設置できなかったことから、当該年度に改善できなかった事項については、中期的な目標として掲げるとともに社会的なニーズを踏まえて具体的な到達目標を掲げられるように整理することとした。

### 【特記事項】

姉妹校や法人の組織として、法人事務局管轄の東洋医学臨床研究所、教育センター、教員養成科、Kuretake 塾などの施設を設置している他、令和元年度より新たに臨床教育研究センターを設置して、臨床教育の充実を図る取り組みを強化した。

## 基準 2 学校運営

### 【大項目総括】

運営方針は、設置法人の理事会において決定し、それを実現するため、教育目標に従った事業計画を定めている。

理念等を達成するため、3ヶ年の中期計画を定め、事業計画書に記載して教職員に配付した。令和元（2019）年度の事業計画より、目標の内容を数値で具体的に示した。

業務分担において、事務職は規程に則して事務分掌を定めているが、教職員の業務分掌については、関連規程に沿って業務配置を見直した。令和元（2019）年度には、教育に関する取組を充実させるため、これまで行っていなかった業務や不必要な業務の整理を行う。逆に、クリニックとの連携担当者や学則担当者など実際に行っている業務については、担当者を定めることとした。事業計画においては執行の次期や内容を明確に定められるように、事業計画書案の提出書式を見直した。

設置法人は、寄附行為に基づいて、理事会、評議員会を5月と3月に開催した。理事会等は寄附行為に定められた審議を行い、議事録については出席理事の署名押印を受けている。

学校運営に必要な組織として、事務局、鍼灸科・鍼灸マッサージ科及び柔道整復科を設置し、法人及び学校の組織に関する規程や組織図を整備している。事務職員の意欲及び資質の向上への取組みについては、事務連絡会を毎週火曜日に開催し、業務改善等をテーマに検討会を実施した。

人事・給与に関する制度において、給与については職位や経験年数によって定められていないため、給与表を試作している。昇任・昇給の基準については、役割等級制度を用いた人事評価制度を令和2（2020）年4月から本格的に導入するために、平成30（2018）年3月

より試行運用している。しかし、人事評価の流れや、目標設定の方法など、評価側のトレーニングが不足しているため、令和元（2019）年度にも人事評価研修を行った。

意思決定は、「学校法人呉竹学園 文書決済規程」に基づき、所定の書式を用いて、決裁権者の承認を得ている。また、本校では平成30（2018）年4月の学則変更に伴い細則を設置し、定形書式を位置づけた。

情報システム化の取組と業務の効率化については、学籍管理システムを活用し、出席不良者への注意、警告、保証人への連絡等学生指導を行っている。しかし、学籍管理システムへの登録のタイミングが遅れ、出席不良者への警告が遅れることがあることから、システムの利用方法及び出欠管理の運用について、教務会等において検討することを継続課題としている。

## 基準3 教育活動

### 【大項目総括】

本校では教育課程編成規程及び教育課程編成委員会実施規程を設置して、教育目的・目標に沿った教育課程を編成する体制を整えている。授業科目は法令に基づいて適切に配分し、修了に係る授業時数、単位数を学生ハンドブックに明記して、学生に配付している。授業科目の目標に照らして教育内容を提供しているが、目標が達成されているか従来の試験（筆記・実技）以外の検証が不十分となっている。従来の試験に拘ることなく、到達目標に適した評価検証方法について各科の教育編成会議において検討していく。授業は單元ごとの目標の達成に適した形態で行っており一部アクティブラーニングを取り入れている。シラバスについては、到達目標・評価について不十分なところがあったが、シラバス作成ガイドラインに沿って掲載内容を見直した。職業実践教育の視点では、教育内容・教育方法・教材等に

において、企業等との協力を得て、鍼電極低周波治療器や骨折モデルの教育方法や教材を提供している。また、鍼灸科・鍼灸マッサージでは、ポートフォリオを導入している。授業計画については、学生ハンドブックに掲載して配付している。コマシラバスの作成については作成要領をまとめ、令和2（2020）年度より着手するため事業計画として位置づけた。教育課程については、法令改正や教育課程編成委員会での指摘等を契機に適宜改正しているが、教育課程の編成を意識した取組や見直しが計画等に反映されていないことについては継続課題とした。

教育課程に対する意見等の活用については、在校生には授業評価アンケートを、卒業生には別途アンケートを実施している。また、令和元（2019）年度は3年生を対象にして学生懇談会を開催し、学生からの意見を学校運営に活かす取り組みを行った。卒業生や就職先等の外部に対しては、意見聴取に適した質問・評価等の事項を定めて、一定の比較検討が行えるように教務会にて検討していくことを課題とした。

キャリア教育については、事業計画に行事をキャリア教育の一環として行う事を掲げている。今般、法令改正により外部臨床実習が可能となったことより、インターンシップについては順次終了し、協力企業等と契約を締結して臨床実習の実施体制を整えた。キャリア教育の効果について把握するため、卒業生や就職先の職員との面談記録を所定の様式により保管しているが、一部の徴取に留まったことより、意義や書式について教職員への周知を徹底するとともに、企業等には就職支援活動や卒業生等の評価への協力体制を確実に構築していくことを課題とした。

授業評価については、在校生に対するアンケートや授業参観による評価を行っている。しかし、より質の高い授業を行うため、アンケートの質問や評価項目の内容については精査する必要があることを継続課題としている。その際には法人教育センターと連携して、姉妹

校との比較や、他の標準的（共通の質問紙による）評価方法などの導入についても検討することとした。授業評価の結果については、一部の講師に結果を返していなかったことから、講師を含めた全ての教員に返すことを徹底することや、学生アンケートからは、授業改善されたかどうか判断しにくいいため、授業改善したことを捉えやすいように学生アンケートの質問内容について検討することなど、授業改善に向けたフィードバックの方法・時期について継続的に検討することとした。

成績評価の基準については学則等に規定し、学生ハンドブックに掲載して、配付するとともに、ホームページ上で公開している。成績評価は成績会議を行って客観性・統一性の確保に取り組んでいる。

技術等の発表における成果の把握については、在校生の学会での受賞状況、研究業績等を把握し、成果は卒業時の褒賞等にも反映させている。

国家資格取得のための指導体制については、選択授業や補習授業を実施する他、出席や成績不良者に対しては、学則、教務規定、学内規定に定められた追試験、再試験、補講等を実施している。令和 2（2020）年第 28 回の国家試験では、はり師、きゅう師及び柔道整復師において、平成 29（2017）年度以来、再度本校の実績を大きく下回る合格率となったことから、各科において、国家試験結果を分析、課題を抽出し、対策を講じることによって、令和 2（2020）年度の国家試験指導体制の見直しを喫緊の課題とした。

授業科目を担当する教員には法令に基づく資格要件の確認と、採用面接により資質の確認を行っている。専任教員の情報については、ホームページや学校案内において写真付きで公開している。

教員の資質向上への取組みとして、事業計画に沿って研修等を行っている他、学園の教育センターによる研修も実施している。主要な関連団体の研修を事業計画に定めているが、教員の育成計画等の具体的な研修方針が定められていないため、地域の業団から情報を収集



し、法人事務局と連携しながら、教員のキャリア形成について方針を定めることを継続課題とした。学会発表については一部の教員に偏っているため、広く多数の教員が学会発表を行えるように年次計画を定めて組織的に対応して、発表希望者を援助することとした。

本校に設置されている課程は全て医療専門課程となっている。組織体制は「教育職員組織及び職制並びに業務分掌規則」により整え、業務分担や責任体制は、科長により定められている。教育効果を高めるために、授業毎に進行度を確認すること等によって、授業科目担当教員間で協業しているが、関連する科目を担当する非常勤講師間の協業が行われにくいことから、令和元（2019）年度の非常勤講師連絡会においては、一部鍼灸科・鍼灸マッサージ科と柔道整復科に2分して科別の協議を行った他、科目別協議会の実施も検討することを継続課題とした。

授業内容・教育方法の改善に関する組織的な取組については、鍼灸科において国家試験合格率とその成績分析から脆弱な点を抽出し、教授内容の検討を行った。並行して専門基礎分野の教授内容への応用に関しては、特に3年生の学習支援体制の強化をおこなった。授業内容・方法の改善に取り組むための時間を確保するために業務の棚卸しを実施して、教務（施設利用管理や消耗品の購入依頼等）を令和2（2020）年度より全面的に事務局で実施する準備を進めるとともに、各科においてシフトを工夫して定期的に教員間で協議する時間を確保することとした。

## 基準 4 学修成果

### 【大項目総括】

就職率に関しては、12月時点で希望者の就職率100%の達成を目標にしている。12月時点の就職率は82.8%となり、前年度比で10%以上改善した。学生の就職活動については定期的に内定状況調査を行い学生の就職状況を把握し、学生カルテで共有した。就職活動をしていない学生に対しては、担当教員と連携して個別面談を実施するなどの支援を実施した。令和元（2019）年度は学内での会社説明会や治療院見学ツアーなど、学生が参加しやすい形式で企業と接触できる機会を増やした。専門分野へ就職した卒業生については、就職企業先訪問やハガキによる就職先調査などを実施したものの実態を十分把握できなかったため、卒業生の就職先情報を集約できる調査方法の改善を図ることを課題とした。関連業界等との連携については、年間延べ91件の関連企業と連携し、就職相談会や会社説明会を実施した。しかし、学生の参加状況に偏りがあり、不参加の学生への支援が不十分であった。令和2（2020）年度は学生の参加状況を担任と共有し、不参加の学生に対する支援・指導を強化することを課題とした。

国家資格取得率の目標は、国家試験合格率100%を運営方針に掲げて、選択科目、特別講座等、授業を補完する授業を受講できる体制を整えているが、受講したことが負担となって、必修授業が疎かになる学生が見られるようになったため、平成30（2019）年度認定規則改正に伴うカリキュラム変更の際に科目設定の見直しを図った。合格実績、合格率、全国水準との比較については、各年度の国家試験合格実績をホームページ上に公開し、全国水準との比較を行っている。指導方法と合格実績との関連性の確認については、国家試験の出題数に応じた授業時数を配置するなどして、合格実績や不合格となった原因の究明に役立てている。

卒業生の社会的評価については、相談会等で来校した企業へのアンケート調査にとどまり、実態調査が不十分であった。引き続き訪問やアンケートによる調査企業数を拡大するなど、卒業生の社会的評価をより多く収集して実態把握に努めることとする。卒業生の受賞状

況、研究業績等の把握については、平成 30（2018）年度の同窓会の活動において、顕著な活動を行った卒業生への表彰制度等を検討したが、議論の結果、褒章制度の設置は見送ることとなり、同窓会理事の先生方の協力を得ながら情報を収集することとなった。

## 基準 5 学生支援

### 【大項目総括】

就職など進路支援のため、事務局に担当者 1 名、教務に担当者 2 名を配置した。担当者のスキルアップのため事務担当者 1 名に厚生労働省委託事業ジョブ・カード講習を受講させた。今後もキャリアカウンセリング等の専門的な指導技術を持つ者の養成、担当者のスキルアップを図る勉強会の実施及び研修への参加等を引き続き実施することとした。担任教員と就職担当者は、就職状況調査等を連携して実施している。また、就職担当者と担任教員とで就職支援に関する会議を開き意見交換を行っている。学生の就職活動の状況については個人カルテを作成して学内で共有しているが、クラスによって個人カルテの更新頻度にばらつきがあるため、学生の就職活動情報共有の機会を増やし、更新頻度を上げる取り組みを行うこととした。就職説明会等の開催はインターンシップの受入先や求人票登録団体等の協力を得て、小規模の相談会を含め年間 11 回開催し、延べ 91 件の関連企業の協力を得た。履歴書の書き方、面接の受け方など、具体的な就職指導に関するセミナー・講座を開講については 9 月に埼玉県産業労働部、ハローワーク大宮と連携し、2 年生対象の就職活動セミナーを開催した。履歴書の書き方、面接の受け方などはセミナーだけで完結できず、個別指導の要望があるなど、学生の需要に対応しきれていないため、就職指導が必要な項目を具体的に把握し、ハローワークの協力を得ながら個別指導の方法を検討することとした。

退学率の低減については、月報により要因や傾向等を学年毎に把握している。日常的な指導の他、個別面談等の指導経過記録を保管す

るため、個別面談報告の報告書式を用意したが、日常的な指導の記録については科毎の実施方法にあわせて作成され、統一されていなかったことから、実施方法に一貫性を持たせられるよう、統一書式の作成・運用を行った。中途退学は成績不良が主な要因を占めており、担任による面談や個別補習等を実施している。担任の面談内容については、教務会で指導の経過や対応について科長より報告が行われた。心理面の指導体制については、令和元（2019）年度より公認心理師を週に1日配置して個別相談に応じる体制を整えた。学習面の指導体制については、入学前より入学前授業を実施して学習指導を実施し、入学後の成績不良者には補習や課題を実施しているほか、個別指導の充実を図った。また、保護者との連携を強化すべくHP上にページを設けた。

学生の経済的側面に対する支援体制の整備については、学校独自の奨学制度として成績優秀者に対する特待生制度を設置しており、選考要件に学生の研究活動や社会的活動などの課外活動を加えて、令和元（2019）年度は5名を該当者として表彰した。大規模災害発生時及び家計急変時等に対応する支援も実施しており、3名に対して計90万円の授業料減免を実施した。学生の健康管理体制の整備については、学校保健計画を定めて、事業計画により周知を図っている。学校医には附設するクリニックの副院長を指名している。健康診断の記録は、学科毎に保存している。有所見者には、再検査が必要となる旨、教員を通じて書面により通知している。健康に関する啓発及び教育は正課の中で行われている。

保護者との連携については保護者会を1・3年の夏季休暇期間中に保護者会を実施し、希望者には個別面談を実施した。保護者会に参加できなかった方へは、当日の配付資料を送り情報共有を図った。

#### 【特記事項】

就職支援に対するマンパワーの不足を補うために、ハローワーク大宮の協力を得ながら、就職支援体制の充実を図った。

## 基準6 教育環境

### 【大項目総括】

施設・設備・機器類等は設置基準、関係法令に適合している。図書の購入に際しては学生からも希望をとり、教員が内容を確認したうえで書籍を購入した。学生の休憩・食事のために4・7階に学生ホール等を設置している。終業時には教職員による校内施設チェックを毎日実施し記録している。卒業生への施設・設備を提供については、図書室の利用等や臨床施設での研修を受け入れている。令和2(2020)年4月より来館者受付簿を設置して、卒業生の利用状況の把握もできるように改善した。教育環境設備の充実を図るため、各教室に設置しているプロジェクター23台や自習室内学生用PC12台の更新を行った他、消防設備点検等での指摘事項の改修を行った。本校は竣工10年となるため、今後、長期修繕計画をどのように設置していくのか、委託業者やコンサルタント等と検討していくことを継続課題とした。

学外実習等については、平成30(2018)年度より外部臨床実習が正課で行えるようになったことから、インターンシップは順次外部臨床実習に切り替え、校外での臨床実習を積極的に実施した。令和元(2019)年度は1年生及び2年生の外部臨床実習を実施した。学外実習等については、実施要綱・マニュアルを整備したが、説明と同意書の内容について不明瞭な部分があったため、令和2(2020)年度の実施までに内容の改善を図る。学生の学校行事運営等参画については、スポーツ大会会及び学園祭において、クラス毎に実行委員を決めて取り組んでいる。卒業生・保護者・関連業界等、また、学生の就職先等への行事の案内については、同窓会報やホームページにおいて情報を発信している。

学校防災に関しては、消防計画を策定するとともに、「危機管理マニュアル」を作成し職員に配付しているが、人事異動等により役割

配置等の見直しが必要となっているため、令和元年には改善案を策定した。施設・建物・設備の耐震化については、平成 21（2009）年 2 月に竣工しており、平成 18（2006）年度耐震基準に適合している。消防設備等の整備及び保守点検は業者委託により、年 2 回法令点検等を実施してきたが、防火対象物定期点検を実施しておらず消防査察を受けた。消防査察の指導に基づいて、速やかに防火対象物定期点検を実施し、消防計画に加えて再発防止策を講じた。防災（消防）訓練は、4 月と 9 月に実施し、記録を保存している。平成 30（2018）年度より、附設クリニックとの合同訓練を行うため午後に実施したところ、授業のないクラスもあり全員参加とならなかったため、クリニックと学校の防災訓練は別けて行うことや訓練内容の見直しを検討することや、教室及び更衣室のロッカーの固定方法については専門業者に相談しながら実施方法を検討することは継続課題とした。学生に対する防災教育は、各教室内に「消火器及び消火栓の配置図」及び「初期消火の手順」を掲示し、訓練時に再確認している。

学内の安全計画については、平成 30（2018）年度より事業計画書に安全計画を掲載して周知を図ったが、令和元（2019）年度の学校安全計画では、安全管理、安全指導及び組織活動に区分して内容を見直した。学外臨床実習中における事故防止策を盛り込んだ臨床実習マニュアルの作成状況については、教務会において各科のマニュアル作成状況について確認し、学校全体の対応方法を定めることを課題とした。

## 基準 7 学生の募集と受入れ

### 【大項目総括】

高等学校に対する教育機関に対する情報提供の取組みについては、進学説明会に延べ 124 件参加するとともに、見学は適宜受け入れて

いる。教員又は保護者向けの「学校案内」等は作成していないが、ホームページ上に保護者向けページを設置し情報提供を行っている。

学生募集において願書の受付や入学試験については、埼玉専修学校各種学校振興会や埼玉県の通知に基づいて行っている。志願者等からの入学相談については、学校説明会や個別相談のほか、ミニ説明会等を開催し、コンサルタントの指導を受けながら適切に行った。学校案内は、教員の意見を取り入れながら、毎年改定しており、教育活動、国家試験合格率、就職先の情報等の教育成果についても更新して掲載している。広報活動・学生募集活動においては、管理システムを導入し、2名を担当にあて、チェック体制を整えている。学校説明会、オープンキャンパス及び個別見学会を実施して、志願者に対して参加機会を随時提供している。本校の志望者は高校生が比較的多いことから、AO入試、社会人入試及び推薦入試については、対象者を社会人と高校生に別けている。

入学選考基準や方法は入学試験委員会事務取扱要綱において定めている。入学選考の公平性を確保するため、入試判定委員会を開催して、適性検査、小論文、面接の評価結果等について、公平に成績判定している。

入学選考に関する実績については、学科の受験者、合格者、入学手続状況について、システムを導入するとともに、表計算ソフトを用いて担当者が管理している。入学手続を終了した者に対しては、入学前授業を実施して、学生の学習に対する適応状況の把握を試みているが、入学前授業の内容については、社会人向けに専門領域の内容に踏み込んだ教材を取り扱うことや、対象者を2つに別ける対応についても検討した。学科別応募者数・入学者数の予測数値については、過去3ヶ年のデータをもとに受験者数、合格者数・入学者数の予測値を算出し目標を設定している。入学選考基準や方法について検討を重ね、令和2（2020）年度は新たに3つのポリシー（卒業認定・専門士授与方針、教育課程編成・実施方針及び入学者の受入方針）に基づいた入学試験を実施することとなった。

学納金は関東地区の学費の平均値を参考にして、全日制と夜間の授業時間数を考慮して設定した。平成30（2018）年度には改めて近

県の学納金の水準を更新して把握した。

入学辞退者に対する授業料の返還の取扱いに対しては、文部科学省通知の趣旨に基づき当該年度の募集要項に示した期日（3月の最終営業日の15時）までに、書面にて所定の手続きを行えば、入学金を除く学費及び校友会費を返戻する旨を明記している。

## 基準 8 財務

### 【大項目総括】

応募者数・入学者数及び定員充足率の推移を把握し、貸借対照表の翌年度繰越収支差額は収入超過を継続している。今期の収支バランスについては、事業活動収支計算書の当年度収支差額がマイナスであるが、これは東京校校舎改築工事に係る基本金組入によるところが大きく、一方で経常収支差額はプラス計上である。設備投資については、法人内の老朽化した校舎改築計画をスタートし、改築工事にともない長期資金を銀行から平成 30（2018）年度に調達している。負債については、リース取引および長期借入金はあるが、負債比率は全国平均と較べても低く、流動資産も備えていることから十分に返還可能である。

主要な財務数値に関する財務分析の実施については、每期、決算報告資料として行っている。本法人は学納金比率が高い財務体質であるため、学生募集状況や退学率に注視している。財産目録・貸借対照表の数値については、純資産構成比率が高く、負債比率は全国平均より低い状況にある。近年の学納金収入減により収支差額も縮小傾向にあるが、流動比率や負債比率などから依然として財務基盤は安定している。

予算編成に際しては、教育目標、中期計画、事業計画等と整合性を図っている。予算は法人事務局が一括して編成し、理事会において決定している。



予算の執行状況は、中間期の月次報告書により把握し、各科毎に管理している。予算執行のチェックは、クラウド会計システムにより法人事務局が一括して行っている。本校では現預金月次報告の他、月次推移表により担当者、事務長が二重確認を行っている。

決算においては私立学校法及び寄附行為に基づいて毎期監査を実施している。監査法人による外部監査の実施を想定して平成 27(2015)年 9 月より外部監査機関の指導も定期的に受けている。

財務情報については、平成 19 (2007) 年度より情報公開規程を整備し、財務諸表をホームページで公開している。事業報告書は、学園としてまとめられており、本校単独で作成していないため、本校単独の事業報告書の作成については継続課題とした。

## 基準 9 法令等の遵守

### 【大項目総括】

本校は専修学校設置基準等の関係法令に基づいて学校運営を行っている。令和元 (2019) 年度には、学則変更届、消防避難訓練実施に関する届出、施術所に関する届出、学園祭の実施に関する届出等を行った。また、学校運営を適切に行うために、学則、諸規程及び細則を定めている。新学則と細則に定める書式の漏れや齟齬については、一部改善できなかったことから継続課題とした。セクシュアルハラスメント等の防止のため、ハラスメント防止規程を設置し、男女計 2 名の相談員を配置した。学生には事務局において相談を受けられる事をハンドブックに記載して周知を図った。コンプライアンスに関する相談窓口の設置については、法人として弁護士・監査法人との顧問契約を締結し、必要に応じて相談している。税務申告・労務関係については税理士法人・社会保険労務士法人の指導を受けている。法令遵守に関する研修等の機会を求める意見があるため、教職員に対しては関連法令に関する勉強会を開催する。

学校が保有する個人情報保護については、個人情報保護方針に基づき規程を整備し、ホームページ上に保護方針（プライバシーポリシー）を公開している。大量の個人データを蓄積した電磁記録の取扱いに関しては、外部委託先のサーバーやクラウドサーバーなどの利用することによって、専門知識を要する人材を必要としない管理体制を整える方針で検討を進めることを継続課題とした。

自己評価の実施に関しては、学校評価実施規則を設置して、自己評価の実施にかかる自己評価委員会を整備するとともに、全員が関わるように科毎に担当者を決めて実施した。自己点検評価委員会では重点事業等について進捗状況を確認した。しかし、一部で進捗状況等の確認が疎かになったことから、重点課題を中心に実施状況を確実に把握することを継続課題とした。

自己評価は平成 21（2009）年度より取りまとめ、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構の自己評価基準項目（vol.4）を用いた平成 28 年度以降は全ての評価結果をホームページに掲載している。

教育情報に関する情報公開は、文部科学省の「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に沿って、ホームページや学校案内で公開して、周知を図っている。また、令和元（2019）年度より高等教育修学支援新制度の確認要件に沿って、財務状況、GPA、シラバス及び実務経験を持つ教員の一覧表等の詳細な情報発信を行った。

## 基準 10 社会貢献・地域貢献

### 【大項目総括】

学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献に関して、柔道整復科においては企業と連携した教育プログラムの開発に関する教育技法の開発・協同研究を行った。国の雇用促進事業に関しては、鍼灸マッサージ科Ⅰ部、鍼灸科Ⅱ部及び柔道整復科Ⅱ部は、実践教育訓練

給付金対象機関として認定されている。鍼灸マッサージ科においては、教育訓練支援給付金対象機関としても認定を受けている。学校施設・設備等は、(公社)日本鍼灸師会、(公社)埼玉県柔道整復師会及び(公社)東洋療法学校協会等の開催する講習会の会場として施設を開放した。地域関連業団との連携を深め、相互交流、卒後教育、情報提供を目的として「公開講座」を開講した。環境問題など重要な社会問題の解決に貢献するための活動については、学内各所に省エネマークを貼付して、学生教職員へ注意喚起した他、教職員による学校前市道の清掃ボランティア活動を毎月1回実施した。さらにスポーツイベントや自治体主催の地域交流会などへ、教職員及び学生がボランティアとして参加した。重要な社会問題については、教職員に対して関係省庁からの通知などから社会問題に対する啓発書類を回覧し、問題意識の醸成に取り組んだ。関係省庁からの通知が非常に多い中、どのような内容を回付するのか基準等がないため、情報共有を行うべき社会問題の基準作りについても継続課題として検討する。

海外の教育機関との国際交流の推進については、上海中医薬大学における夏季短期留学を毎年実施している。平成30(2018)年度は同大学大学院の短期留学生を受け入れた。

学生のボランティア活動については、業団より6件の依頼を受け、4件について実施した。自主的な活動としては、学園祭でチャリティーマッサージを行う他、埼玉県鍼灸師会の出展ブースの運営補助を行った。ボランティアの実施報告や活動実績については、実施内容の資料や参加学生の一覧表などを作成して、活動実績を把握した。

#### 【特記事項】

学生が参加したボランティア活動については、課外活動として特待生選考時の評価に加えている。